

令和7年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律
の規定に基づき、入院時の食事にかかる**患者負担額**が
以下の通り**変更**になります。

入院時食事療養標準負担額, 入院時生活療養標準負担額 (患者様負担額)			
所得区分	令和6年6月から	令和7年4月から	
療養病床に入院する患者様			
一般所得	1食 490円 (1日3食 1470円)	1食 510円 (1日3食 1530円)	
一般所得 (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)			
低所得 II	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)	
低所得 II (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)			
低所得 II長期	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)	
低所得 II長期 (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)			
低所得 I	1食 140円 (1日3食 420円)	1食 140円 (1日3食 420円)	
低所得 I (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)			
指定難病患者様	一般所得	1食 280円 (1日3食 840円)	1食 300円 (1日3食 900円)
	低所得 II	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)
	低所得 II長期	1食 180円 (1日3食 540円)	1食 190円 (1日3食 570円)
	低所得 I	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 110円 (1日3食 330円)

202504作成